

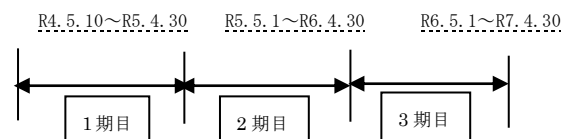
## Q & A

Q1. 助成期間の3年間とは、いつからいつまでですか？

A. 最初に受診した月から起算して3年間です。

例) 令和4年5月10日に治療を開始した場合

治療開始



※1期の途中で上限額に達した場合、2期の申請は令和5年5月1日からになります。

Q2. 一般不妊治療を既に受けていますが、申請はできますか？

A. 治療中であっても申請できます。

**各期(1期ごと)終了の翌月末**までに申請してください。1期分まとめてでも構いませんが、**2期または3期まとめて送らないようにご注意ください。**

例) 令和4年5月10日に治療を開始した場合

第1期助成期間

令和4年5月10日～令和5年4月30日

提出締め切り→令和5年5月31日まで

Q3. 県外の病院で治療を受けましたが、申請できますか？

A. 県外の病院で受けた場合も、助成の対象となります。

Q4. 治療を中断した場合、申請はどうなりますか？

A. 治療を中断した期間も助成期間に含まれます。

Q5. 医療機関を重複している場合でも申請できますか？

A. 重複している場合でも申請できます。  
申請の際は重複しているすべての医療機関における医師証明書が必要となります。

Q6. 不妊治療に関わる(助成対象となる)費用を具体的に教えてください。

A. 医療機関での支払い、及び薬局での支払いが対象となります。  
(医師の証明書作成にかかる文書料は対象とはなりません。なお、医療機関によって文書料は異なります。その他、入院時の食事療養費等一部対象外となる費用もあります)

# 浜田市 一般不妊治療費 助成制度

お問い合わせ先

● 浜田市 子ども・子育て支援課  
(子育て世代包括支援センター)  
〒697-0016 島根県浜田市野原町 859-1  
TEL (0855) 22-1253 (直通)

● 各支所 市民福祉課  
・金城支所 (0855) 42-1235    ・旭支所 (0855) 45-1435  
・弥栄支所 (0855) 48-2656    ・三隅支所 (0855) 32-2806